



福島県 2 例目の「地理的表示 (GI) 保護制度」登録
3 月 25 日「阿久津曲がりねぎ保存会」が
市長表敬し GI 登録を報告します



ターゲット 2.3

令和 4 年 3 月 23 日

郡山市農林部

園芸畜産振興課

課長 渡邊 信幸

TEL : 924-3761

SDGs ターゲット 2.3 「小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」

阿久津曲がりねぎ保存会が品川市長を表敬訪問し、このたび本市の伝統野菜「阿久津曲がりねぎ」が地理的表示 (GI) 保護制度に登録されたことを報告します。

(当初 3 月 17 日に予定しておりましたが、前日に発生した地震の影響で延期しておりました。)

1 日時 令和 4 年 3 月 25 日 (金) 15 : 00 ~ (15 分程度)

2 場所 郡山市役所 本庁舎 2 階 庁議室

3 訪問者 阿久津曲がりねぎ保存会 3 名

会長 橋本 昌幸 氏、副会長 橋本 倉蔵 氏、会計 阿久津 治 氏

4 対応者 郡山市長、農林部長

5 地理的表示 (GI) 制度の登録について

「地理的表示 (GI) 保護制度」とは、全国各地の風土や伝統が育んだ特色ある食品・農林水産物の名称を国が登録する制度。生産者団体が定めた生産地や生産方法等の基準を満たす産品にのみ当該産品の名称の表示 (GI) を使用できる。

令和元 (2019) 年 6 月に「阿久津曲がりねぎ」の登録を申請し、令和 4 (2022) 年 2 月 3 日付けで登録された。登録は本市初、福島県では「南郷トマト」に次いで 2 品目、全国では 113 品目。

6 阿久津曲がりねぎとは

本市を代表する伝統野菜。軟白部が甘く、柔らかく、旨味が強く、鍋で煮込むととろりと溶ける、冬の定番です。明治 30 (1897) 年頃、富山の薬売りにによりもたらされた「加賀ネギ群」の種子の中から、阿久津地区の気候風土に適した種子を選抜して代々阿久津地区の農家が栽培してきました。8~9 月頃に植え替えを行う「やとい」と呼ばれる作業を行うことで、柔らかさと旨味が増します。

平成 17 (2005) 年には「阿久津曲がりねぎ保存会」が設立され、種子の保存や品質の統一に取り組んでいます。令和 2 (2020) 年時点で同保存会は、会員 14 名、栽培面積約 2.5ha、生産量 37 t となっています。



7 備考 国から登録証が届いたため、このタイミングでの訪問となりました。

※当日は、ねぎと登録証を持参します。